

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2024 年度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

＜凡例＞

番号	措置確定年月	(地区名)		措置区分
措置に該当する事象				
＜該当するエアバッグ類車上作動処理業務規約の条文番号＞				

8	2024 年 11 月	(中部地区)		一時停止
・解体作業場に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。				
＜規約第 7 条 1. (5)＞				

7	2024 年 10 月	(東北地区)		一時停止
・事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。				
＜規約第 7 条 1. (5)＞				

6	2024 年 9 月	(関東地区)		一時停止
・前回監査から度重なる改善依頼を行っていたにもかかわらず、車台詳細情報を確認せず作動処理を行っていた。				
＜規約第 7 条 1. (5)＞				

5	2024 年 9 月	(東北地区)		一時停止
・事業所敷地内に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。				
＜規約第 7 条 1. (5)＞				

4	2024 年 9 月	(関東地区)		登録取消
・解体作業場に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。				
＜規約第 7 条 1. (5)＞				

3	2024 年 7 月	(中部地区)		一時停止
・解体作業場に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)保管されていた。				
＜規約第 7 条 1. (5)＞				

2	2024 年 7 月	(中部地区)		一時停止
・解体済自動車置き場にエアバッグ類未処理のハーフカット車台が存在した。				
＜規約第 7 条 1. (5)＞				

1	2024年7月	(北海道地区)		登録取消
・解体作業場に未処理インフレーターが正当な理由なく(自動車メーカーに引き渡す以外の目的で)、大量保管されていた。				
<規約第7条1.(5)>				

以上